別表第1(第2条関係)

道路横断方向の復旧幅

掘削の深さ	簡易舗装(厚さ5cm以下)	高級舗装(厚さ5cm超)
	片側影響幅	片側影響幅
1.4m未満	40 c m	60 c m
2.1m未満	50 c m	70 c m
3.0m未満	70 c m	90 c m
3.0m以上	100 c m以上	120 c m以上
路盤影響幅	20 c m	30 c m

備考 1 復旧幅=(掘削幅)+(片側影響幅×2)

2 最小復旧幅は、1.4メートルとする。

別表第2(第3条関係)

道路縦断方向の復旧幅

THE PROPERTY OF TAXABLE		
復旧幅	適用	
全幅	基点の位置が舗装幅員の半分(センターライン)を超えるとき。た	
	だし、センターラインのある場合、又は舗装幅員 4.8m以上である	
	場合は、4分の3を超えるとき。	
半幅	基点の位置が舗装幅員の半分(センターライン)以内であるとき。	
	ただし、センターラインのある場合、又は舗装幅員 4.8m以上であ	
	る場合は、4分の1を超えるとき。	
4分の1幅	センターラインのある場合、又は舗装幅員が 4.8m以上である場合	
	で、基点の位置が舗装幅員の4分の1以内であるときに適用するこ	
	とができる。	
4分の3幅	センターラインのある場合、又は舗装幅員が 4.8m以上である場合	
	で、基点の位置が舗装幅員の半分(センターライン)を超え4分の	
	3以内であるときに適用することができる。	
路盤影響幅	横断方向と同様とする。ただし高級舗装で復旧幅と差がないとき	
	は、路盤の影響幅を減じて 10 c mの差をつけるものとする。	

備考 1 最小復旧幅は、1.2メートルとする。

2 歩道の復旧にあっては、舗装幅員にかかわらず全幅復旧とする